

平成27年第2回定例会
戦略企画雇用経済常任委員会
所管事項説明資料

(1) 伊勢志摩サミットについて	1
(2) 「みえ産業振興戦略」の改訂について	19
	(別添1、2)

平成27年8月10日
雇用経済部

(1) 伊勢志摩サミットについて

1 伊勢志摩サミット開催に向けた取組について

(1) 現状

①三重県伊勢志摩サミット推進本部

- ・オール県庁で横断的な体制を整え、円滑な実施を図るため、知事を本部長とし全部局長で構成する「三重県伊勢志摩サミット推進本部」を6月26日（金）に設置し、第1回本部会議を開催しました。
- ・7月14日（火）に開催した第2回本部会議において、防災・危機対策委員会、保健・医療対策委員会を設置しました。

<伊勢志摩サミット推進局>

6月24日（水）体制の拡充（3課34名体制）（県警2名、3市4名）

7月15日（水）「みえ伊勢志摩サミット推進局」から名称変更、
体制の拡充（3課43名体制）（民間9名）

8月1日（土）体制の拡充（3課53名体制）（民間5名、町1名、県4名）

②伊勢志摩サミット三重県民会議

- ・オール三重県で、官民一体となった三重県全体の受け入れ体制の確立と関連事業を推進するため、「伊勢志摩サミット三重県民会議」を6月26日（金）に設立し、設立総会、第1回総会及び第1回役員会を開催しました。（会員数 105団体）
- ・7月27日（月）には、サミット開催に向けた円滑な会議の運営と事業展開を進めるため、企画運営部会・事業推進部会を設置しました。

<部会の主な業務>

ア 企画運営部会

・役員会で審議すべき事項、県民会議の運営全般、収支計画に関するこ

イ 事業推進部会

・事業の企画・立案、民間主導による事業との連携・調整、県、市町の事業との連携・調整に関するこ

③市町との連絡調整

- ・県内29市町との連絡調整、情報共有を行うため、7月14日（火）に「第1回伊勢志摩サミット市町連絡調整会議」を開催しました。
- ・地元4市町との連絡調整、情報共有を行うため、同日に「第1回伊勢志摩サミット地域連絡調整会議」を開催しました。

④国の関係機関との連絡

- ・国の出先機関との情報共有を行うため、7月29日（水）に「第1回伊勢志摩サミット国関係機関連絡会議」を開催しました。

(2) 今後の対応

「伊勢志摩サミット三重県民会議事業実施基本方針」に基づき、市町や関係団体等と連携し、「開催支援」に取り組むとともに、サミットを一過性に終わらせることがなく、地域の総合力向上につなげるため、「おもてなし」「明日へつなぐ」「三重の発信」を柱に、サミット開催に向けた全県的な取組を展開します。

①伊勢志摩サミットに向けた取組の考え方

別紙1のとおり

②伊勢志摩サミット三重県民会議 事業計画（素案）

別紙2のとおり

③県民、企業等からの協力の受入れに係る基本方針

サミットを成功させるため、三重県ゆかりの企業、団体、個人とともに、三重県の総力を結集する必要があるため、協賛・応援事業、寄附金等の募集を行います。

ア 協賛・応援事業

<募集内容>

- ・協賛：各種事業への物品の供与等
- ・応援事業：提案者が自ら実施主体となって自主的に行う事業

<条件>

- ・原則として、県民会議の財政負担を求めるないこと
- ・単なる商品PR、売名目的等の事業ではないこと

イ 寄附金等

<募集手法>

- ・県内企業や県にゆかりのある企業等に広く募集します。
- ・ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）の仕組みを活用します。
- ・クラウドファンディング等の手法について有効な事業への活用を検討します。

<受入の仕組み>

- ・県民会議において広く募集し、税制上の優遇措置のため、県が収納します。

ウ 募集時期

- ・8月中に募集開始（予定）

④今後のスケジュール

ア 三重県伊勢志摩サミット推進本部・・・月1回程度開催

イ 伊勢志摩サミット三重県民会議

第2回部会 8月19日（水）

第2回役員会 9月中下旬、第2回総会 10月中旬

ウ 戦略企画雇用経済常任委員会において、逐次進捗状況を報告

(参考1) 国の動き

① 内閣官房

- ・7月 6日（月） 「伊勢志摩サミット準備会議」を設置
- ・7月 8日（水） 「伊勢志摩サミット準備会議広報部会」を開催
※両日とも、オブザーバーとして局長が出席しました。

② 外務省

- ・6月 12日（金） 「伊勢志摩サミット準備事務局」を設置

③ 警察庁

- ・6月 12日（金） 「伊勢志摩サミット等警備対策委員会」を設置

④ 消防庁

- ・6月 15日（月） 「消防庁伊勢志摩サミット等対策準備本部」を設置

⑤ 国土交通省

- ・7月 24日（金） 三重県内 6事務所「伊勢志摩サミット支援室」を設置

⑥ 東海財務局

- ・7月 27日（月） 「伊勢志摩サミット協力連携室」を設置

⑦ 名古屋税関

- ・6月 24日（水） 「名古屋税関伊勢志摩サミット対策本部」を設置

(参考2) 市町の動き

① 志摩市

- ・6月 19日（金） 「サミット推進本部」を設置
- ・6月 24日（水） 「企画部サミット推進室」を設置
- ・7月 3日（金） 「伊勢志摩サミット市民会議～光輝く志摩づくり会議～」を設置

② 伊勢市

- ・6月 15日（月） 「伊勢志摩サミット伊勢市庁内調整会議」を設置
- ・7月 31日（金） 「伊勢志摩サミット伊勢おもてなし会議（仮称）」を設置

③ 鳥羽市

- ・7月 13日（月） 「～真珠養殖発祥のまち・海女が日本一多いまち～伊勢志摩サミット鳥羽おもてなし会議」を設置

④ 南伊勢町

- ・6月 10日（水） 「伊勢志摩サミット南伊勢町プロジェクト委員会」を設置
(第1回委員会は、今後開催予定)

⑤ 津市

- ・6月 15日（月） 「サミット関連情報連絡調整会議」を設置

2 伊勢志摩サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例（仮称）について

（1）経緯

本年4月22日に首相官邸屋上に放射性物質を入れた容器を搭載させた小型無人機を落下させた事案、5月9日に15歳の少年が長野市の善光寺境内において小型無人機を落下させるなどの事案が起こっています。善光寺の事案では少年に資金援助した者の存在も明らかになっており、安価で簡単に入手できる小型無人機によるリスクが増大しています。

三重県では、来年5月26日、27日に伊勢志摩サミットの開催が決定しており、要人等の来県が予定される中、首脳会議等の行事を安全に行っていただくため、危機管理の観点から小型無人機の飛行規制が必要であると考え、条例の制定について検討を行ってきました。

（2）現状

国においても、「航空法の一部を改正する法律案」（別紙3）や「国會議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律案（※）」（別紙4）により、小型無人機等の規制がなされようとしています。

なお、自治体においては、都市公園内の小型無人機の飛行を都市公園条例により規制している等の例はありますが、他自治体において、小型無人機の飛行を禁止するための独自条例は、現在のところ制定されていません。

（※）当該法律案は現在、「国會議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案」に修正されている。

（3）対応方針

小型無人機の飛行について、法律案（※）を前提として、法律案で規制していない場所等を条例で規制することとします。

（※）「国會議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案」

（4）条例の骨子（案） 別紙5、別紙6のとおり

（5）今後のスケジュール（案）

8月11日 パブリックコメント

（本日の常任委員会後速やかに）

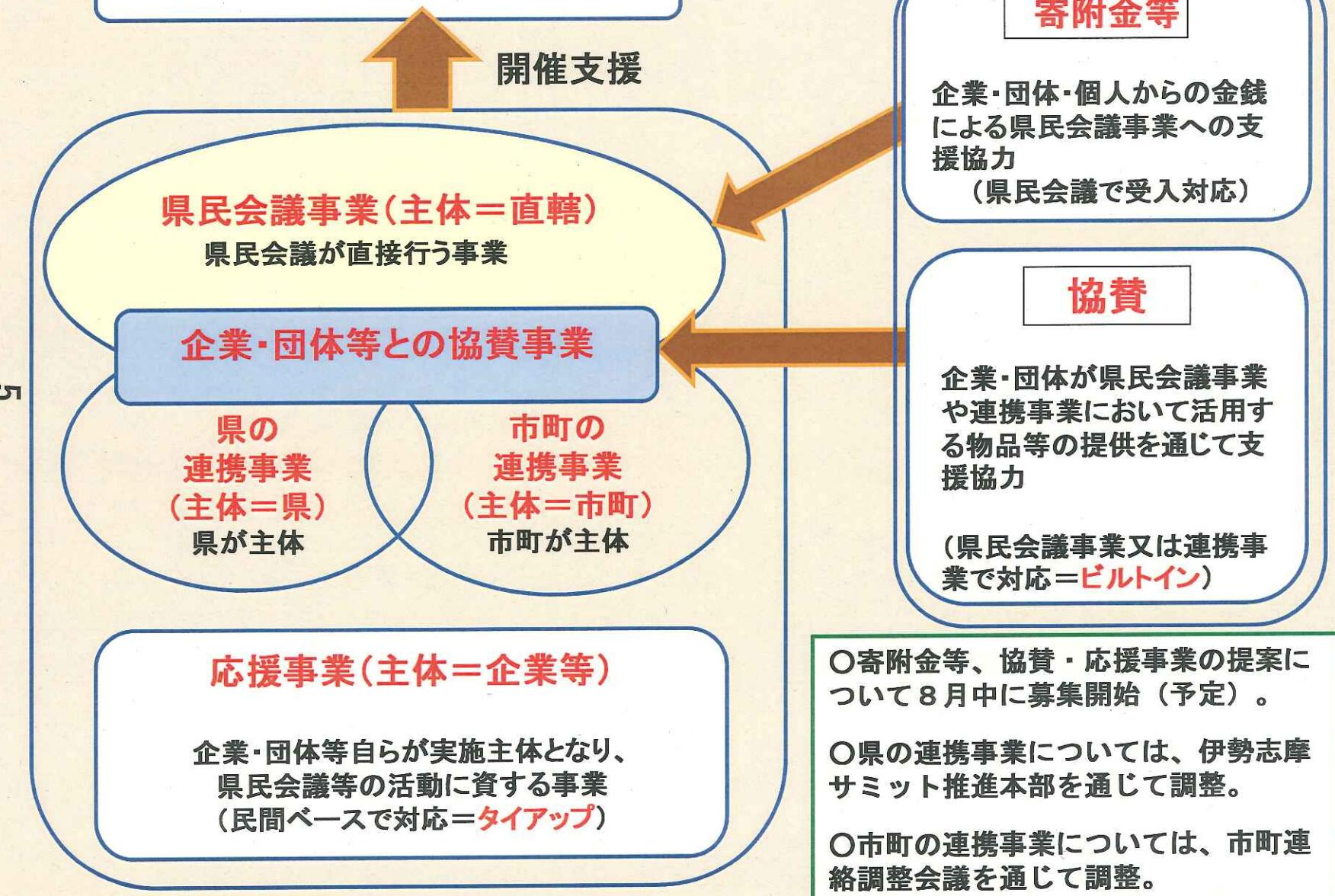
9月定例月会議 常任委員会においてパブリックコメントの結果報告

11月定例月会議 条例案提出

平成28年3月27日 条例施行

伊勢志摩サミットに向けた取組の考え方

国（首脳会議の運営）



伊勢志摩サミット三重県民会議

(※7月27日県民会議第1回部会資料を一部修正)

伊勢志摩サミット三重県民会議 事業計画（素案）

1 主要な取組について

(1) 「開催支援」に関すること

◆宿泊サービスの円滑な提供

- ・集中的に来県する関係者に対し、安定的かつ効率的に宿泊サービスを提供するため、民間事業者の協力により「宿泊予約センター」を設置。
- ・企画提案の募集を7月28日に締切、8月上旬に協定書締結予定。

◆輸送サービスの円滑な提供

- ・関係者の移動を支援するため、バス等の移動手段の運行に係る協力、支援。

◆インフォメーション機能の整備

- ・世界各国からの来県者をおもてなしの心でお迎えするため、空港や駅等において移動支援、観光案内等を行うことを検討。
- ・通訳ボランティアの協力の検討。

◆警備関係への協力や住民への情報提供

- ・サミットに関する情報を、地元関係団体・住民に提供し、サミット開催に対する理解促進と歓迎気運醸成、住民が有する疑問や課題の解決を促進。
- ・地元市町等と調整のうえ、年内及びサミット開催前に住民懇話会を開催予定。

◆弁当供給体制の整備

- ・警備・消防・医療・現地スタッフ等に対し、安全で安心な食事を大量に継続して供給できる体制を確保するため、弁当供給センターを設置。
- ・三重県産食材の使用も含めて検討中。秋を目途に企画提案を募集予定。

◆公式行事に伴う歓迎交流

- ・来県する各国首脳に歓迎の意を表すため、空港等において、国等と連携し歓迎行事を実施。
- ・各国首脳等を対象とした歓迎レセプションを開催し、歓迎の意を表明。
- ・子どもたち等が各国首脳と触れ合う機会をつくるため、県民・子どもたちの参加、地元との交流を検討。

◆配偶者プログラム

- ・三重県の魅力がプログラムに盛り込まれるよう、国と連携し提案や様々な情報提供を実施。
- ・1泊2日の限られた日程の中、テーマ性を持たせた視察先、体験内容を検討し、国に提案。

(2) 「おもてなし」に関するこ

◆気運醸成に向けたサミットフォーラムの開催

- ・サミットへの理解を深め、開催気運を醸成するとともに、「おもてなし」「明日へつなぐ」「三重の発信」などを県民とともに考えるサミットフォーラムを開催（第1回 9月5日）（3回程度開催予定）。

◆おもてなし向上研修などの実施

- ・世界各国からの訪問者に満足いただけるおもてなしを行うとともに、国際観光地としてレベルアップしていくため、外国人接遇研修の実施や、外国人接遇用のハンドブックの制作・配布。

◆環境美化・清掃活動、飾花運動

- ・サミット来訪者をおもてなしの心でお迎えするため、クリーンアップ運動や花いっぱい運動を展開。

◆カウントダウンボード、共通歓迎デザイン等の作成、歓迎装飾等

- ・サミットの開催気運の醸成や来訪者の歓迎のため、装飾や共通デザインを企画。
- ・カウントダウンボードを県民会議事務局内に設置（7月15日）。

(3) 「明日へつなぐ」取組に関するこ

◆ジュニアサミット

- ・三重の魅力の発信や明日へつながる交流を残すため、三重県の独自性を生かすとともに、県内高校生が参加者と交流できる機会を可能な限り設定したプランを国へ提案。

◆県内学校、民間団体等による国際理解・国際交流などの展開

- ・明日を担う世代の育成をめざし、県内学校等での国際理解や給食での各国料理紹介や、民間団体等による国際理解・国際交流事業の実施。

(4) 「三重の発信」に関するこ

◆シンボルマークの制定

- ・サミット歓迎の象徴とともに、サミットを契機とした三重からのメッセージとして県民会議シンボルマークを制定。

◆ロゴマーク

- ・サミット開催気運の醸成のため、県内学校等に向けて国のロゴマーク募集事業への積極的な協力を依頼。（9月25日募集締切）

◆三重テラス、関西事務所や県外でのイベント等

- ・サミット開催地の全国的な発信のため、2016年伊勢志摩サミット開催決定記念企画（スタンプラリー等）を展開（三重テラス）。

◆ホームページ、SNSでの発信

- ・サミットに向けた情報を効果的に発信するため、ホームページ、Facebook、Twitterを使ったサミット関連情報の継続的な発信。

◆ポスター、リーフレット、チラシ等によるPR

- ・サミット開催の気運醸成のため「伊勢志摩サミット2016」ポスターを作成し、県内外に展開（7月14日）。

◆海外ミッションの機会等を利用したPR

- ・三重県でのサミット開催をアピールするとともに、三重県の知名度向上を図るため、県が主催する海外ミッションにおいてサミットに関するPRを実施。

◆海外プレスツアー等の展開等

- ・サミット開催を活用し、県内各地の魅力を海外に効果的に発信するとともに、開催後につなげるため、海外プレスツアーを複数回実施予定。
- ・海外プレス等に三重県の情報を提供する三重県情報館（仮称）の設置を検討。

航空法の一部を改正する法律案の概要

<非予算法案>

最近における無人航空機をめぐる状況に鑑み、無人航空機の飛行に関し、航空機の航行や地上の人・物の安全を確保するため、無人航空機の飛行の禁止空域及び無人航空機の飛行の方法を定める等の措置を講ずる。

背景

- 昨今、無人航空機が急速に普及しており、撮影や農薬散布、インフラ点検などの分野で利用が広がっている。
- 今後、様々な分野で活用されることで、新たな産業・サービスの創出や国民生活の利便や質の向上に資することが期待される。
- 一方、落下事案が発生するなど、安全面における課題に直面。



国際的な状況も踏まえ、まずは緊急的な措置として、無人航空機を飛行させる空域及び飛行の方法等について、基本的なルールを定めることが必要

概要

(1) 無人航空機*の飛行にあたり許可を必要とする空域

*飛行機、回転翼航空機等であって人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（超軽量のものなどを除く）

以下の空域においては、国土交通大臣の許可*を受けなければ、無人航空機を飛行させてはならないこととする。

*安全確保の体制をとった事業者等に対し、飛行を許可

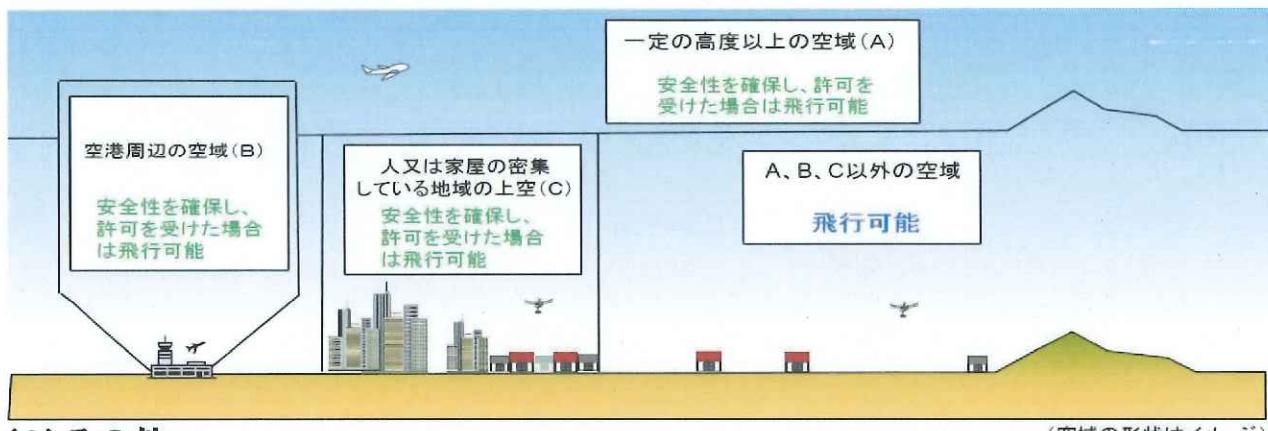
- 空港周辺など、航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域【下図A、B】
- 人又は家屋の密集している地域の上空【下図C】

(2) 無人航空機の飛行の方法

無人航空機を飛行させる際は、国土交通大臣の承認を受けた場合*を除いて、以下の方法により飛行させなければならないこととする。

*安全確保の体制をとる等の場合、より柔軟な飛行を承認

- 日中において飛行させること
- 周囲の状況を目視により常時監視すること
- 人又は物件との間に距離を保って飛行させること 等



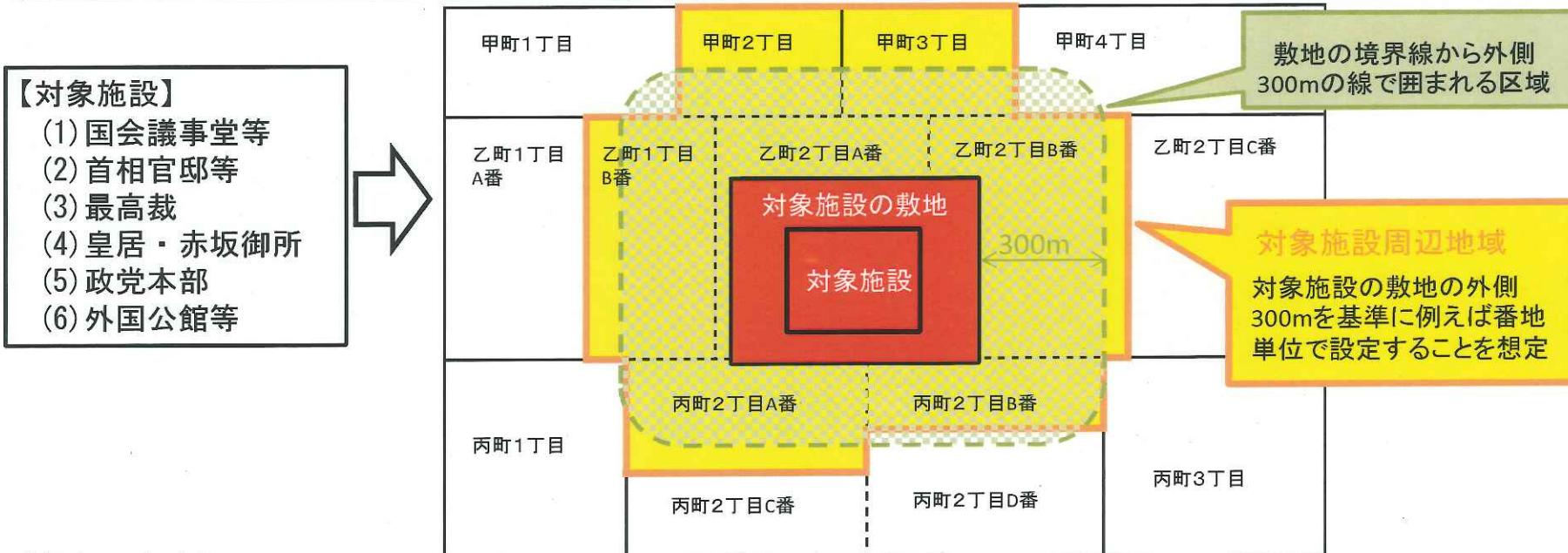
(3) その他

- 事故や災害時の公共機関等による捜索・救助等の場合は、(1)(2)を適用除外とする。
- (1)(2)に違反した場合には、罰金を科す。

技術の進歩や利用の多様化の状況等を踏まえ、関係者との十分な調整の上で、無人航空機の機体の機能や操縦者の技量の確保、無人航空機を使用する事業の健全な発展等を図るために必要な措置を講じる。

国會議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律案・概要

【目的】この法律は、国會議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、これらの施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢機能等及び良好な国際関係の維持に資することを目的とする。



13

【検討】

国は、速やかに、防衛省、警察庁、海上保安庁等危機管理に関する機能を担う機関の庁舎等の重要な施設に対する上空からの危険の未然の防止の在り方のほか、小型無人機の安全な飛行の確保の在り方等について、小型無人機の多様な分野における利用の促進のための施策をも踏まえ、かつ、小型無人機に関する技術の進歩を勘案しつつ、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

条例の骨子（案）

- (1) 目的 伊勢志摩サミット開催時に小型無人機の飛行を禁止することにより、要人等への危険を未然に防止し、保護することを目的とする
- (2) 条例の効力 平成28年3月27日から5月28日まで（サミット開催時限定）
- (3) 規制の対象 小型無人機（※1）
- (4) 規制する期間 平成28年3月27日から5月28日まで
- (5) 規制する場所 以下の上空を、小型無人機の飛行禁止区域とする
 ア 志摩市内の賢島とその陸地から外側1.5kmで囲まれる区域
 イ 要人等（※2）の訪問先の知事の定める施設等並びにその敷地の外側300mの範囲で囲まれる区域（具体的な場所は告示）
 ウ 上記（5）の規制場所で小型無人機を飛行させるには知事の許可を受けることが必要（国又は地方公共団体の業務を行うためのものは許可不要。ただし、県公安委員会への通報は要。）
 エ 許可申請書の記載事項（主なもの）
 ① 氏名又は名称及び住所（法人の場合はその代表者の氏名）
 ② 飛行の目的
 ③ 種類、大きさ、形状及び数
 オ 許可の基準（主なもの）
 以下の場合、許可をしてはならない
 ① 危険が生じるおそれがあると認めるとき
 ② 要人等の滞在する施設及びその敷地の上空の飛行
 ③ 要人等の警備の妨げになるおそれがあると認めるとき
 カ 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けた時などの場合、その許可を取消すことができる
 許可を受けずに上記（5）の場所で小型無人機を飛行させた場合などは、刑事罰（法律と同等（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金））に処する
- (7) 罰則 (8) その他
- 以下の規定を設ける（主なもの）
 ア 安全を確保するための措置
 イ 許可の申請様式等は規則で定める

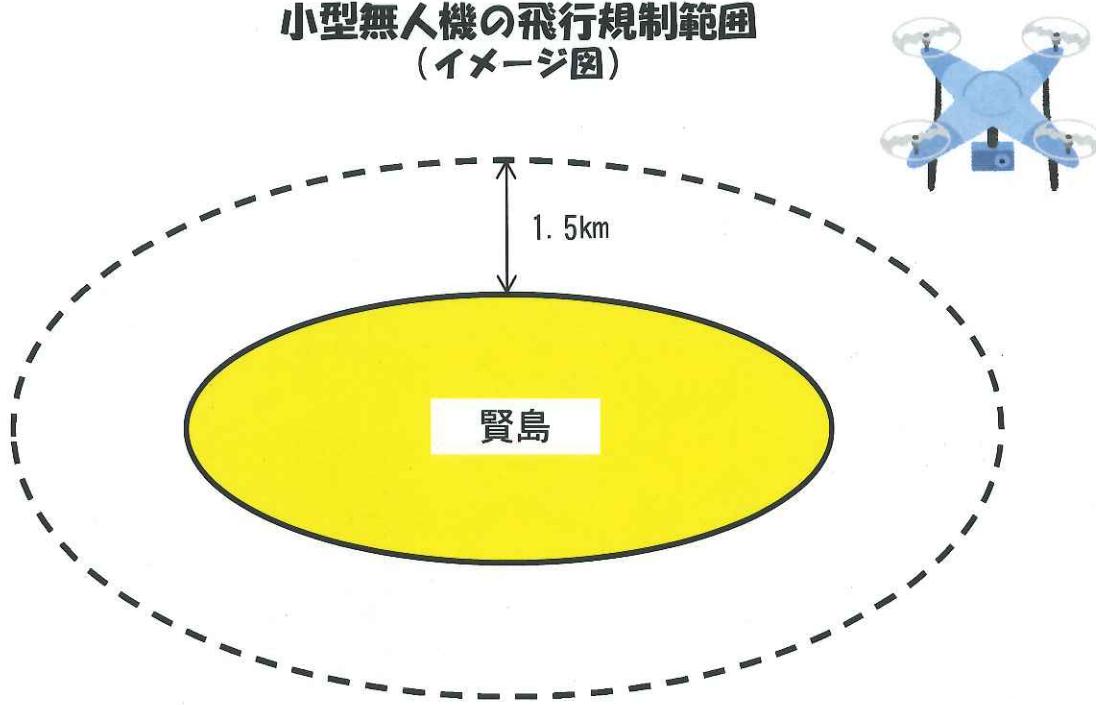
（※1）飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他航空の用に供することができる機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるものをいう。

(※2) 要人等とは以下に掲げる者をいう。

- ア 内閣総理大臣及びその配偶者
- イ 外国要人

- 一 外国の元首（当該国の憲法に基づき元首の任務を遂行する団体の構成員を含む。）及び外国の元首の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員
- 二 外国の政府の長及び外国の政府の長の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員
- 三 外国の外務大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣に準ずる地位にある者
- 四 外国の外務大臣以外の外国の大員及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣以外の外国の大員に準ずる地位にある者
- 五 國際連合の事務総長及び事務次長並びに我が国が加盟国となっている國際機関の事務局長並びにこれらに同行する家族の構成員
- 六 前各号に掲げる者以外の者で、外務大臣がこれらの者と同等の接遇を行う必要があると認めて指定するもの

小型無人機の飛行規制範囲 (イメージ図)



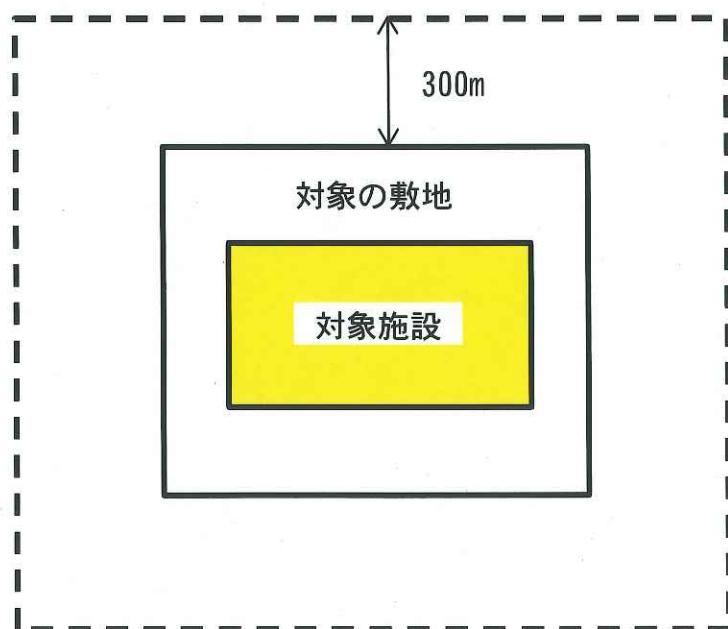
【賢島周辺の飛行規制範囲】

- ・ 賢島の島内 (実線内の範囲)
- ・ 賢島の境界から1.5kmの範囲内 (点線内の範囲)

対象の敷地

対象施設

300m



【施設周辺の飛行規制範囲】

- ・ 施設の敷地内 (実線内の範囲)
- ・ 施設の境界から300mの範囲内 (点線内の範囲)

